

# 委員を同意

2020年  
6月定例会  
6月3日～  
6月17日

6月定例会で審議された議案の審議内容（抜粋）

## 介護保険料の年間比較表

段 階	年 額 保 険 料	備 考
第1段階	29,250円 ⇒ 23,400円	保険料軽減対象
第2段階	48,750円 ⇒ 39,000円	
第3段階	56,550円 ⇒ 54,600円	
第4段階	70,200円	基 準 額
第5段階	78,000円	
第6段階	93,600円	
第7段階	101,400円	
第8段階	117,000円	
第9段階	132,600円	

● 昨年度に引き続き要件を満たす方は介護保険料が安くなり  
大崎町介護保険条例の一部改正

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部が改正されたことに伴い、第1号被保険者（65歳以上）で第1段階から第3段階の保険料について軽減が実施されます。昨年10月からの消費税率10パーセントへの引き上げにあわせて、令和元年度の保険料軽減に加え令和2年度の保険料を更に軽減するものです。

● 肉用牛特別導入事業の基金の額を改めます  
大崎町肉用牛特別導入事業基金条例の一部改正

本基金の運用から生ずる収益を、基金に繰り入れたことにより、基金の額を左記のとおり改めるものです。

変更前金額 1664万6642円  
変更後金額 1666万4856円

● デジタル技術を活用し、行政手続きの利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化などをはかります  
大崎町固定資産評価審査委員会条例の一部改正

デジタル関連法令が改正され、本条例が準用する行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律の名称及び条項の変更に伴い、本条例の一部を改正するもので、デジタル技術を活用して、行政手続きなどの利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化をはかるものです。

● 本町の産業振興促進計画が国に認可され、固定資産税の不均一課税の対象業種が拡大  
大崎町半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部改正

半島振興法に基づく本町の産業振興促進計画が、本年4月に国に認可され、計画に基づく固定資産税の不均一課税の対象業種について、これまでは工場と旅館のみだったものが、新たに情報サービス事業所、情報通信技術利用事業所、農林水産物等販売所も対象となったことから、本条例の一部を改正するものです。